

川崎北税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒213-8503 川崎市高津区久本 2-4-3 Tel. 044 (852) 3221 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

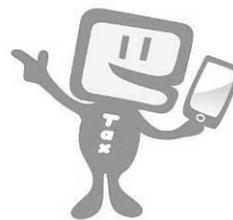
確定申告は

スマホからがおすすです！



【国税庁ホームページ】

「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間	対象者 ^(注1)
1月23日(火)～ 1月26日(金)	宮前区役所 4階	川崎市宮前区 宮前平 2-20-5	午前9時から 午後3時30分まで	・給与所得者 ・年金所得者
1月30日(火)～ 2月2日(金)	中原区役所 5階	川崎市中原区 小杉町 3-245	1/26と2/2は税理士会 独自事業確定申告無 料相談です。	・小規模納税者 ^(注2)

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、川崎北税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

- オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、**【050-1808-7285】**（受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時）へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- 申告用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから
事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE 事前申込



Web 事前申込



https://coubic.com/tochi109/booking_pages

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

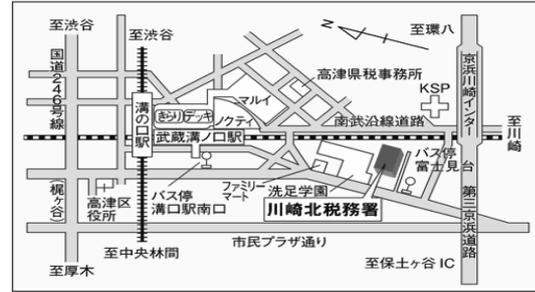
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金)～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	川崎北税務署	川崎市高津区 久本2-4-3	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただくもの

案内図

- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- マイナンバーカード(※)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - 運転免許証等の身元確認書類
 - 通知カード等のマイナンバーが分かる書類



入場整理券

事前に準備いただきたいこと

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします(還付申告をされる方は、上記開設期間(2月16日)の前でも相談を受け付けております。)
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから!



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

マイナポータル連携の概要は

こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから!



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター川崎南分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、川崎北税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター川崎南分室宛てにご提出ください。

郵送で提出

〒210-8606 川崎市川崎区榎町3番18号

東京国税局業務センター川崎南分室 へ郵送

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)

